

## 検査命令免除食品等

- (1) カナダ産ロブスター及びその加工品（麻痺性貝毒）  
以下のURLに掲載される輸出者から輸出されたもの。  
・Canadian Food Inspection Agencyホームページ  
<http://www.inspection.gc.ca/english/fssa/fispoi/export/coupaye.shtml>
- (2) 韓国産豚肉（スルファジミジン）  
別表 1 5 に掲げる処理場
- (3) 韓国産養殖ひらめ及びその加工品（オキシテトラサイクリン、エンロフロキサシン）  
別表 1 6 で示した登録養殖場で養殖され、かつ登録輸出業者から輸出されたもの。  
養殖加工ひらめについては、別表 1 6 で示した登録養殖場で養殖されたひらめを登録加工場で加工し、かつ登録輸出業者から輸出されたもの。  
ただし、以下の3養殖場については、エンロフロキサシンに係る検査命令を免除しない。  
①先進水産（登録番号：K-F-JN-307）  
②一子水産（登録番号：K-F-JN-379）  
③孝賢水産（登録番号：K-F-JN-382）
- (4) 韓国産ミニトマト（フルキンコナゾール）  
別表 1 7 に掲げる登録輸出業者であって登録IDが付与されているもの。
- (5) 韓国産パプリカ（クロルピリホス）  
別表 1 8 に掲げる登録輸出業者であって登録IDが付与されているもの。
- (6) 韓国産青とうがらし（シメコナゾール）  
別表 1 9 に掲げる登録輸出業者であって登録IDが付与されているもの。
- (7) タイ産生鮮おくら（EPN）  
別表 2 0 に掲げる輸出業者から輸出されたもの。
- (8) タイ産生鮮マンゴー（クロルピリホス、プロピコナゾール）  
別表 2 1 に掲げる輸出業者から輸出されたもの。
- (9) タイ産冷凍カットマンゴー（クロルピリホス、プロピコナゾール）  
別表 2 2 に掲げる製造者から製造したもの。
- (10) タイ産フリーズドライマンゴー（クロルピリホス、プロピコナゾール）  
別表 2 3 に掲げる製造者から製造したもの。
- (11) タイ産生鮮グリーンアスパラガス（EPN）  
別表 2 4 に掲げる輸出業者から輸出されたもの。
- (12) タイ産生鮮バナナ（シペルメトリン）  
別表 2 5 に掲げる輸出業者から輸出されたもの。
- (13) タイ産生鮮マンゴスチン（イマザリル）  
別表 2 6 に掲げる輸出業者から輸出されたもの。

- (14) 台湾産豚肉（スルファジミジン）  
平成4年5月1日付け衛乳第101号、平成4年10月12日付け衛乳第178号、平成5年3月17日付け衛乳第56号、平成6年2月7日付け衛乳第12号、平成7年2月7日付け衛乳第17号及び平成8年5月15日付け衛乳第96号の別添に掲げられた処理場で処理されたもの。
- (15) 中国産養殖鰻及びその加工品（オキシリン酸、スルファジミジン）
- ①養殖活鰻  
別表27に掲げる養殖場で養殖されたもの。
- ②養殖鰻加工品  
別表28に掲げる養殖場で養殖された鰻であり、かつ同表に掲げる加工場で加工されたもの。  
同表にかかわらず、下記の加工場については、スルファジミジンに係る検査命令を免除しない。  
加工場名：CHANGLE JUQUAN FOODS CO., LTD.  
住 所：LIYUSHAN HESHAN TOWN, CHANGLE CITY, FUJIAN CHINA
- (16) デンマーク産ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ（リステリア菌）  
別表29に掲げる製造者
- (17) ニュージーランド産生鮮アスパラガス（ジクロロボス）  
別表30に掲げる輸出業者から輸出された生鮮アスパラガスに限る。
- (18) フィリピン産マンゴー（クロルピリホス、シペルメトリン）  
別表31に掲げる輸出業者から輸出されたもの。
- (19) フィリピン産生鮮アスパラガス（ジフェノコナゾール）  
別表32に掲げる輸出業者から輸出されたもの。
- (20) フィリピン産生鮮おくら（テブフェノジド、フルアジホップ、メタミドホス）  
別表33に掲げる輸出業者から輸出されたもの。